**令和７年度**

**【No.16-１-2】指定障害福祉サービス事業者等指導調書**

**○　指定地域定着支援**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所の名称 |  |
| 事業所の所在地 |  |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |
| HP,Eﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ |  |
| 事業者の名称 |  |
| 事業所番号 | ４６ |
| 指導年月日 | 年　　　月　　　日　～　　　　　年　　　月　　　日 |
| 記入者及び担当者氏名 |  |
| 立会者  （事業所側） | 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 職 名 氏 名 |
| 指導班  （県　　側） | （班長）職 名 氏 名 |
| （班員）職 名 氏 名 |
| （班員）職 名 氏 名 |
| （班員）職 名 氏 名 |

* 太枠内のみ事業所において御記入ください。

《目　　次》

Ⅰ　運営指導当日準備する必要書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　１

Ⅱ　主眼事項及び着眼点（指定地域定着支援）

　第１　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　２

　第２　人員に関する基準

　１　従業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　２

　　　２　管理者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　２

　第３　運営に関する基準

１　内容及び手続の説明及び同意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　４

２ 契約内容の報告等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　４

３　提供拒否の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　４

４　連絡調整に対する協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　４

５　サービスの提供困難時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　４

６　受給資格の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　６

７　地域相談支援給付決定の申請に係る援助・・・・・・・・・・・・・・・・　　６

８　心身の状況等の把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　６

９　指定障害福祉サービス事業者等との連携等・・・・・・・・・・・・・・・　　６

10　身分を証する書類の携行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　６

11　サービス提供の記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　８

12　指定地域定着支援事業者が地域相談支援給付決定障害者に

　　　　　求めることのできる金銭の支払の範囲等・・・・・・・・・・・・・・・・　　８

13　地域相談支援給付費の額等の受領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　８

14 地域相談支援給付費の額に係る通知等・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

15 指定地域定着支援の具体的取扱方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０

16 地域定着支援台帳の作成等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

17 常時の連絡体制の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

18 緊急の事態における支援等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

19 地域相談支援給付決定障害者に関する市町村への通知・・・・・・・・・・　１４

20　管理者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

21　運営規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

22　勤務体制の確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６

23　業務継続計画の策定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

24　設備及び備品等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

25　衛生管理等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

26　掲示等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

27　秘密保持等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

28　情報の提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

29　利益供与等の禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

30　苦情解決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

31　事故発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

32　虐待の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８

33　会計の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８

34　記録の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８

35　電磁的記録等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

　第４　変更の届出等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

　第５　地域定着支援サービス費の算定及び取扱い

１　基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２

２ 地域定着支援サービス費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２

３　ピアサポート体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６

４　日常生活支援情報提供加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６

５　居住支援連携体制加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６

６　地域居住支援体制強化推進加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６

（参考）

主な根拠法令等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８

Ⅰ　運営指導当日準備する必要書類

　 　　　 地域定着支援

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 指定申請書類(控) | 有・無 |
| ２ | 組織図 | 有・無 |
| ３ | 勤務表，出勤簿 | 有・無 |
| ４ | 給与台帳 | 有・無 |
| ５ | 資格証等 | 有・無 |
| ６ | 平面図 | 有・無 |
| ７ | 運営規程 | 有・無 |
| ８ | 契約書，重要事項説明書 | 有・無 |
| ９ | 利用料金等の説明文書，パンフレットなど | 有・無 |
| 10 | 受給者証（写） | 有・無 |
| 11 | サービス利用計画等 | 有・無 |
| 12 | 辞令又は雇用契約書 | 有・無 |
| 13 | 利用者数が分かる資料 | 有・無 |
| 14 | 職員の研修の記録 | 有・無 |
| 15 | 消防計画 | 有・無 |
| 16 | 衛生管理等に関する記録 | 有・無 |
| 17 | 就業規則 | 有・無 |
| 18 | 秘密保持に関する就業時の取り決め（雇用契約書，誓約書など） | 有・無 |
| 19 | 秘密保持に関する利用者の同意書 | 有・無 |
| 20 | 苦情解決に関する記録 | 有・無 |
| 21 | 事故に関する記録 | 有・無 |
| 22 | 緊急時の連絡体制に関する書類 | 有・無 |
| 23 | 損害賠償保険証書 | 有・無 |
| 24 | 変更届(控) | 有・無 |
| 25 | 金銭台帳の類 | 有・無 |
| 26 | 地域相談支援給付費請求書(控) | 有・無 |
| 27 | 地域相談支援給付費明細書(控) | 有・無 |
| 28 | サービス提供実績記録票（控） | 有・無 |
| 29 | サービス提供証明書（控） | 有・無 |
| 30 | 領収証(請求書)(控) | 有・無 |
| 注１　運営指導対象期間は，令和　６年　４月　１日から運営指導当日までですので，  その期間に対応した上記書類を準備してください。  注２　その他の書類についても当日提示していただく場合があります。 | | |

**Ⅱ　着眼事項及び着眼点（指定地域定着支援）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主　眼　事　項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 第１　基本方針  第２　人員に関する基準  １　従業者  （１） 指定地域定着支援従事者  （２） 相談支援専門員  ２　管理者  （経過措置） | （１）指定地域定着支援の事業は，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，当該利用者との常時の連絡体制を確保し，当該利用者に対し，障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に，相談その他の必要な支援が，保健，医療，福祉，就労支援，教育等の関係機関との密接な連携の下で，当該利用者の意向，適性，障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて，適切に行われているか。  （２）指定地域定着支援の事業は，利用者の意思及び人格を尊重し，常に当該利用者の立場に立って行われているか。  （３）指定地域定着支援事業者は，自らその提供する指定地域定着支援の評価を行い，常にその改善を図っているか。  （４）指定地域定着支援事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じているか。  指定地域定着支援事業者は，指定地域定着支援事業所ごとに専らその職務に従事する者(指定地域定着支援従事者)を置いているか。  （ただし，指定地域定着支援の業務に支障がない場合は，当該指定地域定着支援事業所の他の職務に従事させ，又は他の事業所，施設等の職務に従事させることができるものとする。）  指定地域定着支援従事者のうち１人以上は，平成24年厚生労働省告示第226号「指定地域定着支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」に定める相談支援専門員でなければならない。  指定地域定着支援事業者は，指定地域定着支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。  （ただし，指定地域定着支援事業所の管理上支障がない場合は，当該指定地域定着支援事業所の他の職務に従事させ，又は他の事　　業所，施設等の職務に従事させることができるものとする。）  指定基準の施行の日（平成24年４月１日）前に，地域移行支援に準ずる事業を行っていた事業所であって，１の(２)の相談支援専門員の配置が困難であると県知事(指定都市又は中核市にあっては，指定都市又は中核市の市長)が認める場合は，当分の間，相談支援専門員を配置しないことができる。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  ある・ない  いる・いない  該当する・しない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　指定地域定着支援事業者は，事業所ごとに必ず１人以上の従事者を置くこと。  事業所に置くべき従事者は，原則として，サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事させてはならない。この場合のサービス提供時間帯とは，従事者の当該事業所における勤務時間をいうものであり，当該従事者の常勤・非常勤の別を問わない。  ただし，業務に支障がない場合においては，従事者を当該事業所の他の業務又は他の事業所・施設等の業務に従事させることができる。  (例)業務に支障がない場合は，当該事業所の管理者や，併設する事業所の業務等に従事することができる。  ○　管理者は，指定地域定着支援の従業者である必要はない。 | ○運営規程  ○地域定着支援台帳  ○ケース記録  ○同上  ○自己評価資料  ○自己評価結果を改善に繋げていることが分かる記録  ○運営規程  ○研修計画，研修実施記録  ○虐待防止関係書類  ○体制の整備をしていることが分かる書類  ○勤務実績表  ○出勤簿（タイムカード）  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表  ○同上  ○研修修了書  ○管理者の雇用形態が分かる書類  ○勤務実績表  ○出勤簿（タイムカード）  ○従業員の資格証  ○勤務体制一覧表 | 法第51条の23  平24厚令27第39条第１項  平24厚令27第39条第２項  平24厚令27第39条第３項  平24厚令27第39条第４項  法第51条の23第１項  平24厚令27第40条  準用（第３条第１項）  平24障発0330第21号  　　　　　　　第２-１-(1)  平24厚令27第40条  準用（第３条第２項）  平24厚告226  平24厚令27第40条  準用（第４条）  平24障発0330第21号  　　　　　　　第２-１-(2)  平24厚令27附則第2条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主　眼　事　項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 第３　運営に関する基準  １　内容及び手続の説明及び同意  ２　契約内容の報告等  ３　提供拒否の禁止  ４　連絡調整に対する協力  ５　サービス提供困難時の対応 | （１）指定地域定着支援事業者は，地域相談支援給付決定障害者が指定地域定着支援の利用の申込みを行ったときは，当該利用の申込みを行った地域相談支援給付決定障害者(利用申込者)に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，当該利用申込者に対し，21に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い，当該指定地域定着支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。  （２）指定地域定着支援事業者は，社会福祉法第77条(利用契約の成立時の書面の交付)の規定に基づき書面の交付を行う場合は，利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。  指定地域定着支援事業者は，指定地域定着支援の利用に係る契約をしたときは，その旨を市町村に対し遅滞なく報告しているか。  指定地域定着支援事業者は，正当な理由がなく，指定地域定着支援の提供を拒んでいないか。  特に障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。  指定地域定着支援事業者は，指定地域定着支援の利用について市町村又は指定特定相談支援事業者が行う連絡調整に，できる限り協力しているか。  指定地域定着支援事業者は，事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し，利用申込者に対し自ら適切な指定地域定着支援を提供することが困難であると認めた場合は，適当な他の指定地域定着支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いない・いる  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　交付書面記載事項  ①　当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地  ②　当該事業の経営者が提供する指定地域定着支援の内容  ③　当該指定地域定着支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項  ④　指定地域定着支援の提供開始年月日  ⑤　指定地域定着支援に係る苦情を受け付けるための窓口  ○　利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。  ○　提供を拒むことのできる正当な理由  ①　当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合  ②　利用申込者の入所，入院等する障害者支援施設等，精神科病院，救護施設等又は刑事施設等が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合  ③　当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって，これに該当しない者から利用申込みがあった場合  　※　「難病等対象者」である理由のみをもって，一律機械的にサービス提供を拒否することのないよう留意すること。（平成25年３月６日厚  生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）  ④　その他利用申込者に対し自ら適切な指定地域定着支援を提供することが困難な場合　等 | ○重要事項説明書  ○利用契約書  ○同上  ○その他利用者に交付した書面  ○契約内容報告書 | 法第51条の23第２項  平24厚令27第45条  準用（第５条第１項）  社会福祉法第77条第１項  平24障発0330第21号  　　　　　　　第２-２-(1)  平24厚令27第45条  準用（第５条第２項）  社会福祉法第77条  平24障発0330第21号  　　　　　　　第２-２-(1)  平24厚令27第45条  準用（第６条）  平24厚令27第45条  準用（第７条）  平24障発0330第21号  　　　　　　　第２-２-(3)  平24厚令27第45条  準用（第８条）  平24厚令27第45条  準用（第９条） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主　眼　事　項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| ６　受給資格の確認  ７　地域相談支援給付決定の申請に係る援助  ８　心身の状況等の把握  ９　指定障害福祉サービス事業者等との連携等  10　身分を証する書類の携行 | 指定地域定着支援事業者は，指定地域定着支援の提供を求められた場合は，その者の提示する地域相談支援受給者証によって，地域相談支援給付費の支給対象者であること，地域相談支援給付決定の有無，地域相談支援給付決定の有効期間，地域相談支援給付量等を確かめているか。  （１）指定地域定着支援事業者は，地域相談支援給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は，その者の意向を踏まえて速やかに地域相談支援給付決定の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。  （２）指定地域定着支援事業者は，地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し，地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う地域相談支援給付決定の申請について，必要な援助を行っているか。  指定地域定着支援事業者は，指定地域定着支援の提供に当たっては，利用者の心身の状況，その置かれている環境，他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。  （１）指定地域定着支援事業者は，指定地域定着支援の提供に当たっては，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，市町村，指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。  （２）指定地域定着支援事業者は，指定地域定着支援の提供の終了に際しては，利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに，市町村，指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。  指定地域定着支援事業者は，指定地域定着支援従事者に身分を証する書類を携行させ，初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは，これを提示すべき旨を指導しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　利用者の地域相談支援給付決定に係る支給期間の終了に伴い，引き続き当該利用者がサービスを利用する意向がある場合には，市町村の標準処理期間を勘案し，あらかじめ余裕をもって当該利用者が支給申請を行うことができるよう申請勧奨等の必要な援助を行うこと。  ○　身分を証する証書等には，当該指定地  域定着支援事業所の名称，当該従業者の  氏名を記載するものとし，当該従業者の  写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。 | ○受給者証（写）  ○アセスメント記録  ○ケース記録  ○地域定着支援台帳  ○ケース記録  ○同上  ○身分を証する証書（名札等） | 平24厚令27第45条  準用（第10条）  法第51条の７第７項，第８項  平24厚令27第45条  準用（第11条第１項）  平24厚令27第45条  準用（第11条第２項）  平24障発0330第21号  　　　　　　　第２-２-(7)  平24厚令27第45条  準用（第12条）  平24厚令27第45条  準用（第13条第１項）  平24厚令27第45条  準用（第13条第２項）  平24厚令27第45条  準用（第14条）  平24障発0330第21号  　　　　　　　第２-２-(8) |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主　眼　事　項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 11　サービスの提供の記録  12　指定地域定着支援事業者が地域相談支援給付決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等  13　地域相談支援給付費の額等の受領 | （１）指定地域定着支援事業者は，指定地域定着支援を提供した際は，当該指定地域定着支援の提供日，内容その他必要な事項を，当該指定地域定着支援の提供の都度，記録しているか。  （２）指定地域定着支援事業者は，（１）の規定による記録に際しては，地域相談支援給付決定障害者から指定地域定着支援を提供したことについて確認を受けているか。  （１）指定地域定着支援事業者が，指定地域定着支援を提供する地域相談支援給付決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは，当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって，当該地域相談支援給付決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。  （２）（１）の規定により金銭の支払を求める際は，当該金銭の使途及び額並びに地域相談支援給付決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに，地域相談支援給付決定障害者に対して説明を行い，その同意を得ているか。  （ただし，「13地域相談支援給付費の額等の受領」（１）又は（２）の支払については，この限りでない。）  （１）指定地域定着支援事業者は，法定代理受領を行わない指定地域定着支援を提供した際は，地域相談支援給付決定障害者から当該指定地域定着支援につき障害者総合支援法第51条の14第３項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは，当該現に指定地域相談支援に要した費用の額)の支払を受けているか。  （２）指定地域定着支援事業者は，（１）の支払を受ける額のほか，地域相談支援給付決定障害者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の利用者を訪問して指定地域定着支援を提供する場合は，それに要した交通費の額の支払を地域相談支援給付決定障害者から受けているか。  （３）指定地域定着支援事業者は，（１）及び（２）の費用の額の支払を受けた場合は，当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った地域相談支援給付決定障害者に対し交付しているか。  （４）指定地域定着支援事業者は，（２）の交通費については，あらかじめ，地域相談支援給付決定障害者に対し，その額について説明を行い，地域相談支援給付決定障害者の同意を得ているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　利用者の直接便益を向上させるものについては，次の要件を満たす場合に，利用者に金銭の支払を求めることは差し支えない。  ①　指定地域定着支援のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。  ②　利用者に求める金額，その使途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し，説明を行うとともに，当該利用者の同意を得ていること。 | ○サービス提供の記録  ○サービス提供の記録（確認印）  ○金銭台帳の類  ○請求書及び領収書（控）  ○地域相談支援給付費等明細書（控）  ○運営規程  ○利用料金等の説明文書  ○同意書  ○請求書  ○領収書（控）  ○同上  ○領収書  ○重要事項説明書 | 平24厚令27第45条  準用（第15条第１項）  平24厚令27第45条  準用（第15条第２項）  平24厚令27第45条  準用（第16条第１項）  平24障発0330第21号  　　　　　　　第２-２-(10)  平24厚令27第45条  準用（第16条第２項）  平24厚令27第45条  準用（第17条第１項）  法第51条の14第３項  平24厚令27第45条  準用（第17条第２項）  平24厚令27第45条  準用（第17条第３項）  平24厚令27第45条  準用（第17条第４項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主　眼　事　項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 14　地域相談支援給付費の額に係る通知等  15　指定地域定着支援の具体的取扱方針 | （１）指定地域定着支援事業者は，法定代理受領により指定　地域定着支援に係る地域相談支援給付費の支給を受けた場合は，地域相談支援給付決定障害者に対し，当該地域相談支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付費の額を通知しているか。  （２）指定地域定着支援事業者は，13の（１）の法定代理受領を行わない指定地域定着支援に係る費用の額の支払を受けた場合は，その提供した指定地域定着支援の内容，費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を地域相談支援給付決定障害者に対して交付しているか。  指定地域定着支援の方針は，第１に規定する基本方針に基づき，次に掲げるところによるものとしているか。  （１）指定地域定着支援事業所の管理者は，指定地域定着支援従事者に，基本相談支援に関する業務及び地域定着支援台帳の作成その他指定地域定着支援に関する業務を担当させるものとしているか。  （２）指定地域定着支援事業所の管理者は，相談支援専門員に，相談支援専門員以外の指定地域定着支援従事者に対する技術的指導及び助言を行わせているか。  （３）指定地域定着支援事業者は，利用者の心身の状況等に応じて，その者の支援を適切に行っているか。  （４）指定地域定着支援の提供に当たっては，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，利用者の意思決定の支援に配慮するものとする。  （５）指定地域定着支援の提供に当たっては，利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし，利用者又はその家族に対し，サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに，必要に応じ，同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○通知の写し  ○サービス提供証明書（控）  ○地域定着支援台　　　　帳  ○従業者が地域定着支援台帳を作成していることが分かる書類  ○相談支援専門員が従業者に指導及び助言した記録  ○地域定着支援台帳  ○アセスメント及びモニタリングに関する記録  ○面接記録  ○利用者又はその家族に説明を行った記録（面接記録等） | 平24厚令27第45条  準用（第18条第１項）  平24厚令27第45条  準用（第18条第２項）  平24厚令27第41条  平24厚令27第41条第１号  平24厚令27第41条第２号  平24厚令27第41条第３号  平24厚令27第41条第４号  平24厚令27第41条第５号 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主　眼　事　項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 16　地域定着支援台帳の作成等  17　常時の連絡体制の確保等  18　緊急の事態における支援等 | （１）指定地域定着支援従事者は，利用者の心身の状況，その置かれている環境，緊急時において必要となる当該利用者の家族等及び当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等，医療機関その他の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した指定地域定着支援に係る台帳(地域定着支援台帳)を作成しているか。  （２）指定地域定着支援従事者は，地域定着支援台帳の作成に当たっては，利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ，適切な方法によりアセスメントを行っているか。  （３）指定地域定着支援従事者は，アセスメントに当たっては，利用者に面接して行っているか。  　　　この場合において，指定地域定着支援の職務に従事する者は，面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し，理解を得ているか。  （４）指定地域定着支援従事者は，アセスメントに当たっては，利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には，適切に意思決定の支援を行うため，当該利用者の意思及び選好並びに判断力について丁寧に把握しているか。  （５）指定地域定着支援従事者は，地域定着支援台帳の作成後においても，適宜，地域定着支援台帳の見直しを行い，必要に応じて地域定着支援台帳の変更を行っているか。  （６）地域定着支援台帳に変更があった場合，（２）から（４）に準じて取り扱っているか。  （１）指定地域定着支援事業者は，利用者の心身の状況及び障害の特性等に応じ，適切な方法により，当該利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保しているか。  （２）指定地域定着支援事業者は，適宜利用者の居宅への訪問等を行い，利用者の状況を把握しているか。  （１）指定地域定着支援事業者は，利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合には，速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行っているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　地域定着支援台帳の様式については，事業所ごとに定めるもので差し支えない。  ○　記載事項  ・　利用者の心身の状況，その置かれている環境  ・　緊急時において必要となる当該利用者の家族等及び当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等，医療機関その他の関係機関の連絡先  ・　その他の利用者に関する情報  ○　台帳見直しに際しても，（２），（３）によること。  ○　常時の連絡体制の確保は，夜間等に職員を配置する他，携帯電話等により利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保する方法によることも可能である。 | ○地域定着支援台帳  ○アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類  ○同上  ○アセスメントを実施したことが分かる書類  ○面接記録  ○同上  ○地域定着支援台帳  ○アセスメント及びモニタリングに関する記録  ○（２）及び（４）に掲げる確認資料  ○地域定着支援台帳（利用者ごと）  ○サービス提供の記録 | 平24厚令27第42条第１項  平24障発0330第21号  第３-２-(2)-①  平24厚令27第42条第２項  平24厚令27第42条第３項  平24厚令27第42条第４項  平24厚令27第42条第５項  平24厚令27第42条第６項  平24厚令27第43条第１項  平24障発0330第21号  第３-２-(3)  平24厚令27第43条第２項  平24厚令27第44条第１項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主　眼　事　項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 19　地域相談支援給付決定障害者に関する市町村への通知  20　管理者の責務 | （２）指定地域定着支援事業者は，（１）の状況把握を踏まえ，当該利用者が置かれている状況に応じて，当該利用者の家族，当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等，医療機関その他の関係機関との連絡調整，一時的な滞在による支援その他の必要な措置を適切に講じているか。  （３）指定地域定着支援事業者は，（２）の一時的な滞在による支援について，次に定める要件を満たす場所において行っているか。  ①　利用者が一時的な滞在を行うために必要な広さの区画を有するとともに，一時的な滞在に必要な設備及び備品等を備えているか。  ②　衛生的に管理されている場所であるか。  （４）指定地域定着支援事業者は，（２）の一時的な滞在による支援について，指定障害福祉サービス事業者等への委託を行っているか。  指定地域定着支援事業者は，指定地域定着支援を受けている地域相談支援給付決定障害者が偽りその他不正な行為によって地域相談支援給付費の支給を受け，又は受けようとしたときは，遅滞なく，意見を付してその旨を市町村に通知しているか。  （１）指定地域定着支援事業所の管理者は，指定地域定着支援従事者その他の従業者の管理，指定地域定着支援の利用の申込みに係る調整，業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。  （２）指定地域定着支援事業所の管理者は，指定地域定着支援従事者に指定地域相談支援基準の第３章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | いる・いない  いる・いない  ある・ない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チェック ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　一時的な滞在による支援については,利用者への付添いによる見守り等の支援を適切に行うこと。 | ○実施場所の地図，施設の図面 | 平24厚令27第44条第２項  平24障発0330第21号  第３-２-(4)-①  平24厚令27第44条第３項  平24厚令27第44条第４項  平24厚令27第45条  準用（第25条）  平24厚令27第45条  準用（第26条第１項）  平24厚令27第45条  準用（第26条第２項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主　眼　事　項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 21　運営規程  22　勤務体制の確保等 | 指定地域定着支援事業者は，指定地域定着支援事業所ごとに，次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。  ①　事業の目的及び運営の方針  ②　従業者の職種，員数及び職務の内容  ③　営業日及び営業時間  ④　指定地域定着支援の提供方法及び内容並びに地域相談支援給付決定障害者から受領する費用及びその額  ⑤　通常の事業の実施地域  ⑥　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  ⑦　虐待の防止のための措置に関する事項  ⑧　その他運営に関する重要事項  ※　指定地域定着支援事業所が市町村により地域生活支援拠点等（法第77条第４項に規定する地域生活支援拠点等をいう。以下同じ。）として位置付けられている場合は，その旨を明記すること。  （１）指定地域定着支援事業者は，利用者に対し，適切な指定地域定着支援を提供できるよう，指定地域定着支援事業所ごとに，指定地域定着支援従事者その他の従業者の勤務の体制を定めているか。  （２）指定地域定着支援事業者は，指定地域定着支援事業所ごとに，当該指定地域定着支援事業所の指定地域定着支援従事者によって指定地域定着支援を提供しているか。  （ただし，18の(４)の規定により指定障害福祉サービス事業者等への委託により行われる一時的な滞在による支援については，この限りでない。）  （３）指定地域定着支援事業者は，（２）ただし書の規定により指定地域定着支援に係る業務の一部を他の指定地域定着支援事業者に行わせる場合にあっては，当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し，その結果等を記録しているか。  （４）指定地域定着支援事業者は，指定地域定着支援従事者の資質の向上のために，その研修の機会を確保しているか。 | ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  ある・ない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　従業者については，指定地域定着支援事業の従事者とその他の従業者に区分し，員数及び職務内容を記載すること。なお，従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため，業務負担軽減等の観点から，規程を定めるに当たっては，基準第３条において置くべきとされている員数を満たす範囲において，「○人以上」と記載することも差し支えない（基準第５条に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても，同様とする。）  ○　指定地域定着支援の提供方法及び内容については，サービスの内容及び地域相談支援給付決定障害者から相談を受ける場所，課題分析の手順等を記載すること。  地域相談支援給付決定障害者から受領する費用及びその額については，地域相談支援給付費（法定代理受領を行わない場合に限る。）のほかに，「13地域相談支援給付費の額等の受領」（２）の額を指す。  ○　通常の事業の実施地域は，客観的にその区域が特定されるものとすること。なお，通常の事業の実施地域は，利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり，当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではない。  ○　指定地域定着支援事業者は，障害の種類にかかわらず利用者を受け入れることを基本とするが，サービスの専門性を確保するためやむを得ないと認められる場合においては，事業の主たる対象とする障害の種類を特定して事業を実施することも可能である。  ○　「虐待の防止のための措置」の具体的例  ア　虐待の防止に関する担当者の選定  イ　成年後見制度の利用支援  ウ　苦情解決体制の整備  工　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）  オ　基準第36条の２第１項の虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等に関すること　等  ○　事業所ごとに，原則として月ごとの勤務表を作成し，従業者については，日々の勤務時間，職務の内容，常勤・非常勤の別，管理者との兼務関係等を明確にすること。  ○　従業者とは，雇用契約その他の契約により，当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指す。  ○　研修機関が実施する研修や当該事務所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。 | ○運営規程  ○従業者の勤務表  ○勤務形態一覧表又は雇用形態が分かる書類  ○委託契約書  ○業務報告書  ○研修計画，研修実施記録 | 平24厚令27第45条  準用（第27条）  平24障発0330第21号  第２-２-(21)  平24厚令27第45条  準用（第28条第１項）  平24障発0330第21号  第２-２-(22)-①  平24厚令27第45条  準用（第28条第２項）  平24障発0330第21号  第２-２-(22)-②  平24厚令27第45条  準用（第28条第３項）  平24厚令27第45条  準用（第28条第４項）  平24障発0330第21号  第２-２-(22)-③ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主　眼　事　項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
|  | （５）指定地域定着支援事業者は，適切な指定地域定着支援の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 | いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チェック ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　研修機関が実施する研修や当該事務所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること  （５）同条第５項は，雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の２第１項の規定に基づき，指定地域定着支援事業者には，職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ，規定したものである。指定地域定着支援事業者が講ずべき措置の具体的内容及び指定地域定着支援事業者が講じることが望ましい取組については，次のとおりとする。なお，セクシュアルハラスメントについては，上司や同僚に限らず，利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。  ア　指定地域定着支援事業者が講ずべき措置の具体的内容  　　　　指定地域定着支援事業者が講ずべき措置の具体的な内容は，事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針（令和２年厚生労働省告示第５号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが，特に留意されたい内容は以下のとおりである。  ａ　指定地域定着支援事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発  職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し，従業者に周知・啓発すること。  ｂ　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ，適切に対応するために必要な体制の整備  相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により，相談への対応のための窓口をあらかじめ定め，従業者に周知すること。  イ　指定地域定着支援事業者が講じることが望ましい取組について  　　　　 パワーハラスメント指針においては，顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために，事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として，①相談に応じ，適切に対応するために必要な体制の整備，②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応，行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等，業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されているので参考にされたい。 | ○就業環境が害さ  れることを防止  するための方針  が分かる書類 | 平24厚令27第45条  準用（第28条第５項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主　眼　事　項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 23　業務継続計画の策定等  24　設備及び備品等 | （１）指定地域定着支援事業者は，感染症や非常災害の発生時において，利用者に対する指定地域定着支援の提供を継続的に実施するための，及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し，当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。  （２）指定地域定着支援事業者は，従業者に対し，業務継続計画について周知するとともに，必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。  （３）指定地域定着支援事業者は，定期的に業務継続計画の見直しを行い，必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。  ※経過措置（令和6年3月31日までの間は努力義務）  指定地域定着支援事業者は，事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに，指定地域定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チェック ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　事務室は，間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は，他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。  なお，この場合に，区分がされていなくても業務に支障がないときは，指定地域定着支援の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りる。  ○　利用申込みの受付，相談，計画作成会議等に対応するのに適切なスペースを確保するものとし，相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造とすること。  ○　設備及び備品等について，他の事業所，施設等と同一敷地内にある場合であって，指定地域定着支援の事業又は当該他の事業所，施設等の運営に支障がない場合は，当該他の事業所，施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる。  ○　事務室又は区画，設備及び備品等については，必ずしも指定地域定着支援事業者が所有している必要はなく，貸与を受けているものであっても差し支えない。 | ○業務継続計画  ○研修及び訓練を実施したことが分かる書類  ○業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類  ○図面  ○備品台帳  ○備品等の賃貸借契約など | 平24厚令27第45条  準用（第28条の２第１項）  令３厚令10附則第３条  平24厚令27第45条  準用（第28条の２第２項）  令３厚令10附則第３条  平24厚令27第45条  準用（第28条の２第３項）  令３厚令10附則第３条  平24厚令27第45条  準用（第29条）  平24障発0330第21号  第２-２-(24) |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主　眼　事　項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 25　衛生管理等  26　掲示等  27　秘密保持等 | （１）指定地域定着支援事業者は，従業者の清潔の保持及び健康状態について，必要な管理を行っているか。  （２）指定地域定着支援事業者は，指定地域定着支援事業所の設備及び備品等について，衛生的な管理に努めているか。  （３）指定地域定着支援事業者は，当該指定地域定着支援事業所において感染症が発生し，又はまん延しないように，次に掲げる措置を講じているか。  ①　当該指定地域定着支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っているか。  　　②　当該指定地域定着支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。  　　③　当該指定地域定着支援事業所において，従業者に対し，感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。  ~~※~~経過措置（令和6年3月31日までの間は努力義務）  （１）指定地域定着支援事業者は，指定地域定着支援事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，基本相談支援及び地域移行支援の実施状況，指定地域定着支援従事者の有する資格，経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。  又は，指定地域定着支援事業者は，これらの事項を記載した書面を当該指定地域定着支援事業所に備え付け，かつ，これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。  （２）指定地域定着支援事業者は，（１）に規定する重要事項の公表に努めているか。  （１）指定地域定着支援事業所の従業者及び管理者は，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいないか。  （２）指定地域定着支援事業者は，従業者及び管理者であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いない・いる  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　公表の方法については，ホームページによる掲載等，適宜工夫すること。  ○　指定地域定着支援事業者は，当該指定地域定着支援事業所の従業者等が，従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を，従業者の雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこととする。 | ○衛生管理に関する書類  ○同上  ○委員会議事録  ○感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針  ○研修及び訓練を実施したことが分かる書類  ○事業所の掲示物又は備え付け閲覧物    ○公表していることが分かる書類  ○従業者及び管理者の秘密保持誓約書  ○同上  ○その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等） | 平24厚令27第45条  準用（第30条第１項）  平24厚令27第45条  準用（第30条第２項）  平24厚令27第45条  準用（第30条第３項）  令３厚令10附則第４条  平24厚令27第45条  準用（第31条第１項・第２項）  平24厚令27第45条  準用（第31条第３項）  平24障発0330第21号  第２-２-(26)-③  平24厚令27第45条  準用（第32条第１項）  平24厚令27第45条  準用（第32条第２項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主　眼　事　項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 28　情報の提供等  29　利益供与等の禁止  30　苦情解決 | （３）指定地域定着支援事業者は，計画作成会議等において，利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は，あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。  （１）指定地域定着支援事業者は，指定地域定着支援を利用しようとする者が，これを適切かつ円滑に利用することができるように，当該指定地域定着支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。  （２）指定地域定着支援事業者は，当該指定地域定着支援事業者について広告をする場合においては，その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。  （１）指定地域定着支援事業者は，指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し，利用者又はその家族に対して当該指定地域定着支援事業者を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を供与していないか。  （２）指定地域定着支援事業者は，指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から，利用者又はその家族を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を収受してはいないか。  （１）指定地域定着支援事業者は，その提供した指定地域定着支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。  （２）指定地域定着支援事業者は，（１）の苦情を受け付けた場合には，当該苦情の内容等を記録しているか。  （３）指定地域定着支援事業者は，その提供した指定地域定着支援に関し，障害者総合支援法第10条第１項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定地域定着支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに，市町村から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | いる・いない  いる・いない  いない・いる  いない・いる  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いない・いる |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ○　利用者又はその家族の同意は，サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。  ○　当該措置の概要については，利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し，指定地域定着支援事業所に掲示することが望ましい。  ○　指定地域定着支援事業者は，苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち，苦情の内容を踏まえ，サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うこと。 | ○個人情報同意書  ○情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等）  ○事業者のＨＰ画面・パンフレット  ○苦情受付簿  ○重要事項説明書  ○契約書  ○事業所の掲示物  ○苦情者への対応記録  ○苦情対応マニュアル  ○市町村からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 | 平24厚令27第45条  準用（第32条第３項）  平24厚令27第45条  準用（第33条第１項）  平24厚令27第45条  準用（第33条第２項）  平24厚令27第45条  準用（第34条第１項）  平24厚令27第45条  準用（第34条第２項）  平24厚令27第45条  準用（第35条第１項）  平24障発0330第21号  第２-２-(29)-①  平24厚令27第45条  準用（第35条第２項）  平24障発0330第21号  第２-２-(29)-②  平24厚令27第45条  準用（第35条第３項）  法第10条第１項 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主　眼　事　項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 31　事故発生時の対応 | （４）指定地域定着支援事業者は，その提供した指定地域定着支援に関し，障害者総合支援法第11条第２項の規定により県知事が行う報告若しくは指定地域定着支援の提供の記録，帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して県知事が行う調査に協力するとともに，県知事から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  （５）指定地域定着支援事業者は，その提供した指定地域定着支援に関し，障害者総合支援法第51条の27第１項の規定により県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定地域定着支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに，県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  （６）指定地域定着支援事業者は，県知事，市町村又は市町村長から求めがあった場合には，(３)・(４)・(５)の改善の内容を県知事，市町村又は市町村長に報告しているか。  （７）指定地域定着支援事業者は，社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。  （１）指定地域定着支援事業者は，利用者に対する指定地域定着支援の提供により事故が発生した場合は，県，市町村，当該利用者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じているか。  （２）指定地域定着支援事業者は，(１)の事故の状況及び事故に際して採った処置について，記録しているか。  （３）指定地域定着支援事業者は，利用者に対する指定地域定着支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行っているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ＜留意点＞  ①　事故が発生した場合の対応方法については，あらかじめ指定地域定着支援事業者が定めておくことが望ましい。  また，指定地域定着支援事業所に自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと。なお，指定地域定着支援事業所の近隣にＡＥＤが設置されており，緊急時に使用できるよう，地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。  ②　指定地域定着支援事業者は，賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため，損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。  ③　指定地域定着支援事業者は，事故が生じた際にはその原因を解明し，再発生を防ぐための対策を講じること。  ＜参考＞  「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年３月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会） | ○県からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類  ○県又は市町村からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類  ○県等への報告書  ○運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料  ○事故対応マニュアル  ○県，市町村，家族等への報告記録  ○事故の対応記録  ○ヒヤリハットの記録  ○再発防止の検討記録  ○損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等） | 平24厚令27第45条  準用（第35条第４項）  法第11条第２項  平24厚令27第45条  準用（第35条第５項）  法第51条の27第１項  平24厚令27第45条  準用（第35条第６項）  平24厚令27第45条  準用（第35条第７項）  社会福祉法第83条，第85条  平24厚令27第45条  準用（第36条第１項）  平24障発0330第21号  第２-２-(30)  平24厚令27第45条  準用（第36条第２項）  平24厚令27第45条  準用（第36条第３項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主　眼　事　項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 32　虐待の防止  33　会計の区分  34　記録の整備 | 指定地域定着支援事業者は，虐待の発生又はその再発を防止するため，次に掲げる措置を講じているか。  ①　当該指定地域定着支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに，その結果について，従業者に周知徹底を図っているか。  ②　当該指定地域定着支援事業所において，従業者に対し，虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。  ③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。  指定地域定着支援事業者は，指定地域定着支援事業所ごとに経理を区分するとともに，指定地域定着支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。  （１）指定地域定着支援事業者は，従業者，設備，備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。  （２）指定地域定着支援事業者は，利用者に対する指定地域定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し，当該指定地域定着支援を提供した日から５年間保存しているか。  ①　サービスを提供した指定地域定着支援に係る必要な事項の提供の記録  ②　地域定着支援計画  ③　地域相談支援給付決定障害者に関する市町村への通知に係る記録  ④　苦情の内容等の記録  ⑤　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない    いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○委員会議事録  ○研修を実施したことが分かる書類  ○担当者を配置していることが分かる書類  ○収支予算書・決算書等の会計書類  ○職員名簿  ○設備・備品台帳  ○帳簿等の会計書類  ○左記①～⑤の記　録 | 平24厚令27第45条  準用（第36条の２）  令３厚令10附則第２条  平24厚令27第45条  準用（第37条）  平24厚令27第45条  準用（第38条第1項）  平24厚令27第45条  準用（第38条第2項） |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主　眼　事　項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 35　電磁的記録等  第４　変更の届出等 | （１）指定一般相談支援事業者及びその従業者は，作成，保存その他これらに類するもののうち，書面（書面，書類，文書，謄  　　本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は６の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。  （２）指定一般相談支援事業者及びその従業者は,交付,説明,同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち，書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては，当該交付等の相手方の承諾を得て，当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，書面に代えて，電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。  （１）指定地域定着支援事業者は，当該指定に係る地域定着支援事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の58で定める事項に変更があったとき，又は休止した当該指定地域相談支援の事業を再開したときは，施行規則で定めるところにより，10日以内に，その旨を県知事に届け出ているか。  （２）指定地域定着支援事業者は，当該指定地域定着支援の事業を廃止し，又は休止しようとするときは，その廃止又は休止の日の１月前までに，その旨を県知事に届け出ているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○電磁磁的記録簿  冊  ○変更届（控）  ○廃止（休止）届(控) | 平24厚令27第46条第１項  平24厚令27第46条第２項  法第51条の25第１項  施行規則第34条の58  法第51条の25第２項  施行規則第34条の58 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主　眼　事　項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| 第５　地域定着支援サービス費の算定及び取扱い  １　基本事項  ２　地域定着支援サービス費 | （１）指定地域相談支援に要する費用の額は，平成24年厚生労働省告示第124号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」の別表地域相談支援給付費単位数表により算定する単位数に，平成18年厚生労働省告示第539号「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて算定しているか。  （ただし，その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは，当該現に指定地域相談支援に要した費用の額となっているか。）  （２）(１)の規定により指定地域定着支援に要する費用の額を算定した場合において，その額に一円未満の端数があるときは，その端数金額は切り捨てて算定しているか。  （１）体制確保費については，指定地域定着支援事業者が，地域相談支援給付決定障害者に対して，指定地域定着支援として，常時の連絡体制の確保等（第３の17の規定による常時の連絡体制の確保等をいう。）を行った場合に，１月につき所定単位数を算定しているか。  （２）緊急時支援費（Ⅰ）については，指定地域定着支援事業者  が，地域相談支援給付決定障害者に対して，利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において，利用者又はその家族等からの要請に基づき，速やかに利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援（第３の18の（２）に規定する一時的な滞在による支援をいう。）を行った場合に，１日につき所定単位数を算定しているか。  （３）平成30年厚生労働省告示第114号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」第七号に適合しているものとして県知事に届け出た指定地域定着支援事業所において，緊急時支援費（Ⅰ）を算定する場合に，更に１日につき所定単位数に50単位を加算しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ２　地域定着支援サービス費  　イ　体制確保費　306単位  　ロ　緊急時支援費  　　　　緊急時支援費(Ⅰ)　712単位  　　　　緊急時支援費(Ⅱ)　 95単位 | ○地域相談支援給付費等請求書（控）  ○地域相談支援給付費等明細書（控）  ○領収書（控）  ○通所支援計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 法第51条の14第３項  平24厚告124の一  平18厚告539  法第51条の14第３項  平24厚告124の二  平24厚告124  別表第２の１の注１  平24厚告124  別表第２の１の注２  平24厚告124  別表第２の１の注２の２  平30厚告114の第七号 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主　眼　事　項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| （地域生活支援拠点等機能強化加算）  （情報公表未報告減算） | （４）緊急時支援費（Ⅱ）については，指定地域定着支援事業者  が，地域相談支援給付決定障害者に対して，利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において，利用者又はその家族等からの要請に基づき，深夜（午後10時から午前６時までの時間をいう。）に電話による相談援助を行った場合に，１日につき所定単位数を算定しているか。  ただし，この場合において，緊急時支援費（Ⅰ）を算定している場合は，算定しない。  （５）指定地域定着支援事業者が，16の（３）又は17の（２）に定める基準を満たさないで指定地域定着支援を行った場合には，所定単位数を算定していないか。  （６）平成21年厚生労働省告示第176号「厚生労働大臣が定める地域」に定める地域に居住している利用者に対して，指定地域定着支援を行った場合(（５）に定める場合を除く。)に，特別地域加算として，１回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。  （７）平成30年厚生労働省告示第114号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」第七号の二に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所において，指定地域定着支援を行った場合に，地域生活支援拠点機能強化加算とし  　　て，所定単位数に500単位を加算しているか。  　　　ただし，平成30年厚生労働省告示第114号第２号の２のイの（４）に規定する拠点コーディネーター１人につき，当該指定地域移行支援事業所並びに平成18年厚生労働省令第171号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準」第206条の14第１項に規定される当該指定地域移行支援事業所と相互に連携して運営される指定自立支援援助事業者，指定地域定着支援事業者，法第51条の17第１項第１号に規定される指定特定相談支援事業者及び昭和22年法律第164号「児童福祉法」第24条の26第１項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者の事業所の単位において，１月につき100回を限度とする。  （８）法第76条の３第１項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報にかかる報告を行っていない場合には，所定単位数の100分の５に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 | いる・いない  いない・いる  いない・いる  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
|  | ○地域相談支援給付費等請求書（控）  ○地域相談支援給付費等明細書（控）  ○領収書（控）  ○通所支援計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平24厚告124  別表第２の１の注２の３  平24厚告124  別表第２の１の注３  平24厚告124  別表第２の１の注４  平21厚告176  平24厚告124  別表第２の１の注５  平30厚告114  平18厚告171  法第51条の17第1項第1号  昭22法164  平24厚告124  別表第２の１の注６ |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **主　眼　事　項** | 着　　　　　　　眼　　　　　　　点 | 自 己 評 価 |
| （業務継続計画未策定減算）  ＊令和７年４月１日から適用  （虐待防止措置未実施減算）  ３　ピアサポート体制加算  ４　日常生活支援情報提供加算  ５　居住支援連携体制加算  ６　地域居住支援体制強化推進加算 | （９）指定基準第45条において準用する指定基準第28条の２第１項に規定する基準を満たしていない場合は，所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  （10）指定基準第45条において準用する指定基準第36条の２各号に規定する基準を満たしていない場合は，所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。  平成30年厚生労働省告示第114号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」第八号に適合しているものとして県知事に届け出た指定地域定着支援事業所において，指定地域定着支援を行った場合に，１月につき所定単位数を加算しているか。  　指定地域定着支援事業所の利用者のうち，精神科病院等に通院する者について，当該利用者の自立した日常生活の維持するために必要と認められる場合において，当該指定地域定着支援事業所の従業者が，あらかじめ当該利用者の同意を得て，当該精神科病院等の職員に対して，当該利用者の心身の状況，生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に，当該利用者１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算しているか。  平成30年厚生労働省告示第114号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」第六号に適合しているものとして県知事に届け出た指定地域定着支援事業所において，住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会に対して，１月に１回以上，利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に，１日につき所定単位数を加算しているか。  指定地域定着支援事業所の従業者が，当該指定地域定着支援事業所の利用者の同意を得て，当該利用者に対して，住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して，居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で，協議会又は保健，医療及び福祉関係者による協議の場に対し，当該説明及び指導の内容並び住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に，当該指定地域定着支援事業所において，当該利用者１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算しているか。 | いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない  いる・いない |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| チ ェ ッ ク ポ イ ン ト | 関 係 書 類 | 根 拠 法 令 | 特 記 事 項 |
| ３　ピアサポート体制加算　100単位  ４　日常生活支援情報提供加算　100単位  ５　居住支援連携体制加算　35単位  ６　地域居住支援体制強化推薦加算  500単位 | ○地域相談支援給付費等請求書（控）  ○地域相談支援給付費等明細書（控）  ○領収書（控）  ○通所支援計画  ○実績記録  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上  ○同上 | 平24厚告124  別表第２の１の注７  平24厚令27第45条準用  （第28条の２）  平24厚告124  別表第２の１の注８  平24厚令27第45条準用  （第36条の２）  平24厚告124  別表第２の２の注  平30厚告114の第八号  平24厚告124  別表第２の３の注  平24厚告124  別表第２の４の注  平30厚告114の第六号  平24厚告124  別表第２の５の注 |  |

**（参考）　主な根拠法令等**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 略　　号 | 法　　　　令　　　　等　　　　名 |
| 法 | 法 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  （平成17年11月７日，法律第123号） |
| 政令 | 施行令 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令  （平成18年１月25日，政令第10号） |
| 省令 | 施行規則 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則  （平成18年２月28日，厚生労働省令第19号） |
| 平18厚令171 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準  （平成18年９月29日，厚生労働省令第171号） |
| 平24厚令27 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域定着支援の事業の人員及び運営に関する基準  （平成24年３月13日厚生労働省令第27号） |
| 告示 | 平24厚告226 | 指定地域定着支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの  （平成24年３月30日厚生労働省告示第226号） |
| 平24厚告124 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域定着支援に要する費用の額の算定に関する基準  （平成24年３月14日厚生労働省告示第124号） |
| 平21厚告176 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域  （平成21年３月３日，厚生労働省告示第176号） |
| 平18厚告539 | こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価  （平成18年９月29日，厚生労働省告示第539号） |
| 平30厚告114 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域定着支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準  （平成30年３月22日，厚生労働省告示第114号 |
| 通知等 | 平24障発0330第21号 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域定着支援の事業の人員及び運営に関する基準について  （平成24年３月30日障発0330第21号） |
| 平18障発第1031001号 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について  （平成18年１月31日，障発第1031001号） |